

平成31年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

憲法

【注意】 問題ごとに答案用紙を分けること。それぞれの答案用紙の解答部分冒頭に、いずれの問題に対する解答であるかがわかるよう、適宜問題番号等を記載すること。

問1 条約と憲法の優劣関係について、論じなさい。

問2 集会の用に供するために市民会館を設け、その管理権をもつ市が、住民による当該会館の利用を拒否できるのはどのような場合か。最高裁判所の判例を踏まえて、説明しなさい。

<参照条文>

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。